

はこだてエリア企業採用情報発信支援事業実施業務企画提案仕様書

1 業務名 はこだてエリア企業採用情報発信支援事業実施業務

2 目的

地方の中小企業等は首都圏の大企業等に比べ、認知度が低いことから、学生の就職先の候補となりにくい現状がある。

このため、学生が就職活動の際に、企業情報の収集や採用活動のサポートを得るため最も多く利用する民間のインターンシップ・就職情報サイトを通じて、本市の企業情報を全国に発信し、企業の PR と認知度向上に努め、学生の函館での就職促進を図るとともに、企業の採用力向上を支援し、効果的な採用活動による人材確保に繋げることを目的とする。

3 業務内容

受託事業者が運営するインターンシップ・就職情報サイト（学生のインターンシップ実施、従業員の採用を計画する企業の情報を掲載し、求職者とのマッチングを図ることを目的としたウェブサイト）に、函館市内に本社または事業所を有する企業のインターンシップ情報、採用情報等を掲載し、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学（大学に設置する大学院を含む。）、同法第 108 条に規定する短期大学、同法第 115 条に規定する高等専門学校又は同法第 124 条に規定する専修学校に在籍し、2026 年卒業予定者または卒業後 3 年以内の者（以下、新規学卒者という。）に当該企業の情報を効果的に発信するとともに、掲載企業の採用充足率向上を図るため、採用活動の伴走支援を行う。

(1) 掲載対象企業

ア 中小企業基本法第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者（個人を除く。以下同じ）で、函館市内に本社または事業所を有し、函館市内で従事する新規学卒者を正社員として採用する予定があること。

イ 次の(ア)、(イ)のいずれかに該当し、かつインターンシップの実施を予定していること。ただし、(イ)については、インターンシップを実施しないことも可とする。

(ア) 過去に本事業を 1 度だけ利用したことがある企業（既に 2 度利用したことがある企業は対象外）、または過去に本事業を利用したことがないが、過去 3 年間「前年度の登録学生数が 50 万人を超える新規学卒者向け求人サイト」に掲載したことがある企業。

なお、受託事業者が運営していないサイトに掲載がないことについては、掲載応募企業からの申し出により確認することも可とする。

(イ) 過去に本事業を利用したことがない企業。

ウ 本事業終了後も、継続して新規学卒者を採用する意思があること。

- エ 市に納付すべき税を滞納していないこと。
- オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行う企業でないこと。
- カ 函館市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団，同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員および同条例第 6 条に規定する暴力団関係事業者に該当する者でないこと。
- キ 宗教活動または政治活動を目的とする事業を行う者に該当しないこと。
- ク 本事業にかかわって，国，地方公共団体等から同様の趣旨の他の補助金等を受けていないこと。
- ケ 受託事業者が運営するインターンシップ・就職情報サイトの掲載基準を満たすこと。
- コ 応募の際に，事前調査への同意があること。
- サ 掲載終了後，事業効果確認のアンケート調査への同意があること。
- シ 上記のほか，市長が適当でないと思えた者でないこと。

(2) 企業数

15 社（うち，インターンシップ情報および採用情報掲載 10 社，採用情報掲載のみ 5 社）

(3) 企業の募集

インターンシップ情報および採用情報掲載企業 10 社，採用情報掲載企業 5 社を募集するため広報を実施する。

企業募集にあたってはチラシ等の広報物の作成や本市ホームページ等を活用し，事業周知を行い，採用に意欲がある市内企業を積極的に開拓し，3（1）の要件を満たす幅広い業種・職種の企業を集めること。なお，15 社を上回る応募があった場合は，本市と協議のうえ掲載企業を決定すること。また，応募が 15 社を下回った場合は，委託料を減額することとする。

(4) 掲載内容

受託事業者が運営するインターンシップ・就職情報サイトに企業情報を掲載する場合の基本的なプランに基づくものとするが，以下の機能が基本的なプランに含まれていない場合は，これらの機能を付帯させて掲載すること。

また，受託事業者の判断で基本的なプランを上回る情報の掲載をすることも可とする。

ア 3（9）の合同企業説明会時に作成した掲載企業の企業紹介動画

イ 企業による情報発信機能

ウ 実際に働く社員に関する情報の発信機能

(5) 掲載企業の周知方法

掲載企業が新規学卒者に認知されるよう，効果的な周知方法について提案すること。

周知においては、本事業による掲載企業であることがわかるよう函館エリア特集ページを作成し、掲載すること。

(6) 掲載期間

掲載決定後に受託事業者が運営するインターンシップ・就職情報サイトに掲載が可能となる最も早い日（インターンシップ情報は令和6年7月中旬、採用情報は令和7年3月1日を想定）から順次掲載することとし、令和8年2月28日までを掲載期間とするが、掲載期間終了後も受託事業者の負担により掲載を続けることを妨げない。

なお、掲載企業側からインターンシップ受入予定数、採用予定数の充足等により掲載終了の希望があった場合は、掲載を終了することを可とする。

(7) 掲載企業の費用負担

本事業の費用負担金として、インターンシップ情報および採用情報掲載企業から1社あたり20万円（税別）、採用情報掲載企業から1社あたり10万円（税別）を市において徴収および収納（インターンシップ情報および採用情報掲載企業は令和6年8月頃徴収および収納予定、採用情報掲載企業は令和7年4月頃徴収および収納予定）を行うが、徴収および収納にあたっては、市に協力すること。

また、掲載企業が自らの意思で、受託事業者が提供する本事業以外の付帯サービスを希望する場合には、本掲載料を超える料金を掲載企業から徴収することを妨げない。この場合、付帯サービスの内容と追加料金について、本市へ報告を行うものとし、費用の徴収および収納は受託事業者の責任において行うものとする。

(8) 掲載企業への採用支援

掲載企業に対して、自社の特徴の洗い出しや新規学卒者への効果的な訴求方法などを以下の手法により教示し、当該企業が求める人材を継続的に採用できるよう採用力を高める支援を行うこととする。

ア 掲載企業向けセミナー開催等による情報提供

掲載企業に対し、受託事業者がインターンシップ・就職情報サイトの運営を通じて把握した新規学卒者の企業選びのポイントなどを情報提供し、インターンシップ・就職情報サイトの効果的な利用方法など、新規学卒者への訴求方法をセミナー等により教示すること。なお、当該セミナーはインターンシップ・就職情報サイトの掲載後速やかに開催すること。

イ 採用サポート担当による個別対応

掲載企業が抱えるインターンシップの実施および採用活動時の課題を解決するため、インターンシップおよび採用活動にノウハウを有する者による電話やメール、訪問等による個別サポート対応を実施すること。

(9) 合同企業説明会の開催

掲載企業が参加し、新規学卒者に認知されるよう、合同企業説明会を開催すること。

また、掲載企業の参加に際しては、事前に企業紹介動画を撮影すること。

(10) 内定者向け研修の開催

本事業による採用内定者に対し、早期離職防止を目的とした社会人としての基礎知識の習得や就業に際しての不安が払拭できる研修を実施すること。

ア 開催方法

WEB を活用し、内定者が参加しやすい方法とすること。

イ 定員

本事業による内定者全員の参加を目標とする。

ウ 実施回数、実施時期

2時間以上×2回

研修の実施が効果的と思われる時期に設定すること。

なお、その時期に設定した根拠を示すこと。

エ その他

受託事業者または掲載企業が、本事業とは別に同種の研修を開催している場合、当該研修に内定者を参加させることによって内定者向け研修の開催とすることも可能とする。

(11) 事業の進捗状況等報告

ア 定時報告

掲載企業からのインターンシップについての応募状況・実施状況等および採用活動についての応募状況・採用状況等を、毎月本市に報告すること。

なお、令和7年3月分および令和8年3月分については、同年3月31日までに報告すること。

各報告に使用する様式については、受託事業者と本市の協議により別途設定する。

(ア) インターンシップ情報

各掲載企業の掲載内容について、業種や規模、実施プログラムの内容（応募期間、実施場所、内容、期間など）、企業名や所在地などの基本的な情報等

(イ) 採用情報

各掲載企業の掲載内容について、業種や規模、採用希望人数、企業名や所在地などの基本的な情報等

(ウ) インターンシップ情報掲載企業へのエントリー等

掲載日以降の各掲載企業へのエントリー数、参加エントリー数や参加者数等

(エ) 採用情報掲載企業へのエントリー等

掲載日以降の各掲載企業へのエントリー数、説明会エントリー数、面接エントリー数や内定者数、内定辞退者数、採用者数等

(オ) 掲載企業へのインターンシップ・採用支援内容

各掲載企業に実施したインターンシップ・採用支援の内容等

イ 実績報告書（インターンシップ）の作成

参加者の目標数と実績，各掲載企業への支援内容とその効果，掲載企業への事業効果確認アンケート，セミナーの実施報告などが盛り込まれたインターンシップにかかる実施報告書を作成し，令和7年3月31日までに書面及び電磁データで本市に提出すること。詳細については，事前に本市と協議すること。

ウ 最終実績報告書の作成

業務完了後，各掲載企業の業種・職種，本事業を知った認知経路，内定・就職決定者の目標と実績，各掲載企業への支援内容とその効果，各掲載企業への事業効果確認アンケート，セミナーの実施報告などが盛り込まれた実績報告書を作成し，令和8年3月31日までに書面及び電磁データで本市に提出すること。詳細については，事前に本市と協議すること。

4 業務範囲

- (1) インターンシップ情報・採用情報掲載企業および採用情報掲載企業（以下「掲載企業」という。）の開拓
- (2) インターンシップ情報・採用情報のサイト掲載・管理・運営
- (3) 掲載企業の周知
- (4) 掲載企業のフォローアップ
- (5) 掲載企業の合同企業説明会参加へのフォローアップ
- (6) 掲載企業への採用支援
- (7) 内定者向け研修の企画・実施・運営
- (8) インターンシップ参加学生，採用内定者，掲載企業へのアンケート実施
- (9) 実施報告書（インターンシップ）および事業終了後の最終実績報告書の作成
- (10) その他事業の実施に関する業務

5 特記事項

- (1) 本業務の履行にあたり，疑義が生じた場合は，市および受託事業者双方の協議により処理する。
- (2) 本業務の履行にあたり，市は受託事業者が必要とする資料の提供について協力するものとする。
- (3) 市または本市関係者から提供を受けた資料等は，本業務のみに使用するものとする。ただし，第三者に提供する場合であらかじめ本市の承諾を得たものについてはこの限りでない。
- (4) この業務の遂行にあたり，必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを行うものと

する。

- (5) この業務の遂行に伴う打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと。
- (6) この業務の遂行にあたり、市および掲載企業から引き渡された個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1に規定する個人情報をいう。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱わなければならない。
- (7) 事業の実施にあたっては、十分な各種感染症対策を行うこと。
- (8) 本業務の事務に係わる経費等は全て受託事業者の負担とする。
- (9) 提案価格の消費税等については、1円未満の端数は切り捨てるものとする。